

選挙公営様式 記載例

邑楽町選挙管理委員会

契 約 書 見 本

（ 候補者 ⇄ 契約業者等 ）

- ※ 既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、
その場合にも契約の一方の当事者は候補者本人で、その
申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示され
ている必要があります。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

※道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自
動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自
動車を借り入れる契約方式です。

選挙運動用自動車運送の一般運送契約書（ハイヤー方式）

※戸籍名。通称名不可 候補者名は候補者届出と一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と（株）〇〇タクシー（以
下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとお
り契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 群馬〇〇〇わ〇〇〇〇
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和 〇年 〇月〇〇日から令和 〇年 〇月〇〇日まで 5日間
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することが
できる。
- 5 契約金額 金275,000円（税込）
（内訳 1日につき 55,000円（税込）×5日間）
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、1日の単価に返却までの日
数を乗じて得た額とする。

※立候補届出の日から選挙
期日の前日までの選挙運
動期間内で記載

- 6 請求及び支払い
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定
により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑
楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求
するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場
合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対
し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することと
なった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

- (1) 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
 - ①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れ
がある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
 - ②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - ③乙がこの契約に違反したとき。
- (2) この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議
の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年 〇月〇〇日

※契約日は告示前でも可

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住 所 邑楽郡邑楽町大字〇〇〇
氏 名 邑楽太郎 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

乙 住 所 邑楽郡邑楽町大字△△△
名 称 (株)〇〇タクシー
代 表 者 〇〇〇〇 印

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

選挙運動用自動車賃貸借契約書

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と（株）〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 使用目的 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 使用車種及び登録番号又は車両番号 群馬〇〇〇わ〇〇〇〇 ※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 台数 1台
- 使用期間 令和 〇年 〇月〇〇日から令和 〇年 〇月〇〇日まで 5日間
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
- 契約金額 金71,500円（税込）
（内訳 1日につき 14,300円（税込）×5日間）
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。
- 使用上の義務等
甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

- 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
 - 乙が組織又は団体の威力を背景に集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
 - 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - 乙がこの契約に違反したとき。
- この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年 〇月〇〇日

※契約日は告示前でも可

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住所 邑楽郡邑楽町大字〇〇〇
氏名 邑楽太郎 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

乙 住所 邑楽郡邑楽町大字△△△
名称 (株)〇〇レンタカー
代表者 〇〇〇〇 印

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

選挙運動用自動車燃料供給契約書

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と（株）〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 〇年 〇月〇〇日から令和 〇年 〇月〇〇日まで
- 2 供給場所 所在地 邑楽郡邑楽町大字△△△
名 称 (株)〇〇石油
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号 群馬〇〇〇わ〇〇〇〇
- 4 契約金額 金 15,440 円（税込）

※立候補届出の日から選挙
期日の前日までの選挙運
動期間内で記載

（内訳 単価 1 リットル当たり 154.4 円×100 リットル）
ただし、燃料供給の料金は、燃料供給当日の店頭価格（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）に燃料供給量を乗じて得た料金とし、供給する期間の累計額と上記の契約金額が異なる場合には、その累計額をもって契約金額とする。

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により邑楽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

(1) 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- ①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- ②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- ③乙がこの契約に違反したとき。

(2) この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 〇年 〇月〇〇日

※契約日は告示前でも可

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住 所 邑楽郡邑楽町大字〇〇〇
氏 名 邑楽太郎 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

乙 住 所 邑楽郡邑楽町大字△△△
名 称 (株)〇〇石油
代表者 〇〇〇〇 印

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

選挙運動用自動車運転手契約書

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

※立候補届出の日から選挙
期日の前日までの選挙運
動期間内で記載

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 運転する自動車の登録番号又は車両番号 群馬○○○わ○○○○
- 3 期 間 令和 ○年 ○月○○日から令和 □年 □月□□日まで ○日間
原則として、毎日 △時△△分から□□時□□分まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮すること
ができる。

- 4 契約金額 金 55,000 円（税込）
（内訳 1日につき 11,000 円（税込）× 5 日間）

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により邑楽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

(1) 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

③乙がこの契約に違反したとき。

(2) この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 ○年 ○月○○日

※契約日は告示前でも可

※個人と契約

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住所氏名 邑楽郡邑楽町大字○○○
邑楽太郎 印

乙 住所氏名 邑楽郡邑楽町大字△△△
○○○○ 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

選挙運動用ビラ作成契約書

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と（株）〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 1, 600枚

※規格や数量を規定する
ことも考えられる。

3 契約金額 金10,560円（税込）
（内訳 単価 6円60銭（税込）×1,600枚）

4 納入期限 令和 〇年 〇月〇〇日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

(1) 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

①乙が組織又は団体の威力を背景に集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

③乙がこの契約に違反したとき。

(2) この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年 〇月〇〇日

※契約日は告示前でも可

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住 所 邑楽郡邑楽町大字〇〇〇
氏 名 邑楽太郎 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

乙 住 所 邑楽郡邑楽町大字△△△
名 称 (株)〇〇印刷
代表者 〇〇〇〇 印

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※不要な文字は消し、
該当選挙が分かるよ
うに記載

選挙運動用ポスター作成契約書

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

邑楽町議会議員選挙候補者 邑楽太郎（以下「甲」という。）と（株）〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター
- 作成枚数 50枚
- 契約金額 金330,000円（税込）
（内訳 単価6,600円（税込み）×50枚）
- 納入期限 令和 〇年 〇月〇〇日

※規格や数量を規定する
ことも考えられる。

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、邑楽町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が邑楽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により邑楽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

(1) 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

③乙がこの契約に違反したとき。

(2) この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年 〇月〇〇日

※契約日は告示前でも可

甲 邑楽町議会議員選挙候補者
住 所 邑楽郡邑楽町大字〇〇〇
氏 名 邑楽太郎 印

※不要な文字は消し、該当
選挙が分かるように記載

乙 住 所 邑楽郡邑楽町大字△△△
住 称 (株)〇〇印刷
代表者 〇〇〇〇 印

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

契 約 届 出 書

（ 候補者 ⇒ 選管 ）

※ 選挙管理委員会へ提出してください。

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書（別記様式第 1 号）
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書（別記様式第 2 号）
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書（別記様式第 3 号）

※届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届出てください。

別記様式第1号（第2条関係）

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇タクシー 代表取締役 〇〇〇〇	〇月〇日 ～□日	275,000 円	

※契約書の契約年月日
を記入する。

※契約の相手方は、道路運送法第3条第1号
ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事
業を営業者」に限られる。

2 1に掲げる場合以外の場

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ					
運 転 手 の 雇 用					
燃 料 代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

別記様式第1号(第2条関係)

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

※契約書の契約年月日
を記入する。

※選挙運動用自動車本体のみの契約額を記載する。
※スピーカー、看板等の費用を含めない。自動車本体と
放送設備などの付属設備料金がパックになっている
場合は、車両本体と付属設備の契約金額が明示され
た契約を締結すること。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇	〇月〇日 ～□日	71,500 円	
運 転 手 の 雇 用	令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ 〇〇〇〇	〇月〇日 ～□日	55,000 円	
燃 料 代	令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇石油 代表取締役 〇〇〇〇	群馬 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	15,440 円	単価 154.4 円

備考
1 請求できるのは、当該選挙運動用自動車に供
2 給した燃料代のみ。その他の事務連絡用の自
動車に供給した燃料代等を含めないこと。

※燃料を供給する車両
番号を記載

「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載し
てください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載し
て差し支えありません。)

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇	1, 6 0 0 枚	1 0, 5 6 0 円	
※契約書の契約年月日 を記入する。		※町長選挙 最大5, 0 0 0 枚 議会議員選挙 最大1, 6 0 0 枚		
		※請求できるのは、選挙運動用ビラの作 成費用のみ。その他の費用を混同しな いこと。		

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式第3号（第2条関係）

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

※立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇	50枚	330,000円	
※契約書の契約年月日 を記入する。		※公営のの対象となるのは、 ポスター掲示場数の1.1倍 (44枚)までのみ		
		※請求できるのは、選挙運動用ポスター の作成費用のみ。その他の費用を混同 しないこと。		

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

確 認 申 請 書

（ 候補者 ⇒ 選管 ）

※ 選挙管理委員会へ提出してください。

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書（別記様式第4号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（別記様式第5号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（別記様式第6号）

「選挙運動用自動車燃料代」、「ビラ作成枚数」、「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

候補者 → 町選管

別記様式第4号（第3条関係）

※申請日を記載。燃料給油量の確定後になるため、選挙期日後の日付

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

令和〇年 〇月〇〇日執行
邑楽町議会議員選挙
候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けた
いので申請します。

1 契約年月日 令和〇年 〇月〇〇日

※契約書の契約年月日
を記入する。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇石油 代表取締役 〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
群馬〇〇〇わ〇〇〇〇

※選挙運動用自動車のナンバー。

4 確認申請金額 19,500円

※限度額 7,700円×5日分
=38,500円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	19,500円	19,500円
燃料代計 (a) + (b)	19,500円	19,500円
備 考		

※燃料の購入金額を記載

※購入金額のうち、公費負担
を受ける額を記載

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から邑楽町選挙管理委員会へ提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

※申請日を記載（告示日以降の日）
枚数確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年 〇月〇〇日

※契約書の契約年月日
を記入する。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 1, 600枚

※限度枚数
町長 5, 000枚
町議 1, 600枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	1, 600枚	1, 600枚
枚数計（a）＋（b）	1, 600枚	1, 600枚
備 考		

備考

※実施のビラ作成枚数を記載

※作成枚数のうち、公費負担
を受ける枚数を記載

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から邑楽町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会委員長 様

※申請日を記載（告示日以降の日）
枚数確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年 〇月〇〇日

※契約書の契約年月日
を記入する。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
邑楽郡邑楽町大字△△△ (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 44枚

※限度枚数
ポスター掲示場数 40箇所×1.1
＝44枚が限度枚数となる。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積金額 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	50枚	44枚
枚 数 計 (a) + (b)	50枚	44枚
備 考	※実施のポスター作成枚数を記載 ※作成枚数のうち、公費負担を受ける枚数を記載	

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から邑楽町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確 認 書

(選管 ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書（別記様式第7号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記様式第8号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記様式第9号）

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。
候補者は作成する必要はありません。

別記様式第7号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

邑楽町選管発第〇〇号

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会

委員長

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号
イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 **令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙**
- 2 候補者の氏名 **邑楽 太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
群馬〇〇〇わ〇〇〇〇
- 4 確認金額 **19,500円**

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、邑楽町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

邑楽町選管発第〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会
委員長

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める
枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 **令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙**
- 2 候補者の氏名 **邑楽 太郎**
- 3 確認枚数 **1, 600枚**

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、邑楽町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

邑楽町選管発第〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

邑楽町選挙管理委員会
委員長

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 **令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙**
- 2 候補者の氏名 **邑楽 太郎**
- 3 確認枚数 **44枚**

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、邑楽町に支払を請求することはできません。

証 明 書

(候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 選管)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（別記様式第 10 号（その 1））
- 2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（別記様式第 10 号（その 2））
- 3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（別記様式第 10 号（その 3））
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（別記様式第 11 号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（別記様式第 12 号）

契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が邑楽町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管
(請求書に添付)

別記様式第 10 号 (その 1) (第 5 条関係)

令和〇年〇月〇〇日

※証明日を記載 (使用の最終日以降の日)

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※一般乗用旅客自動車運
送事業者との運送契約
の場合は「1」に〇

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。)	①	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる契約 以外の場合
運送 事業 者等	氏名又は名称	(株)〇〇タクシー		
	住所	邑楽郡邑楽町大字△△△		
	法人の場合は代表者 の氏名	代表取締役 〇〇〇	※使用した車種・ナンバーを 記載	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	55,000 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	55,000 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	55,000 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	55,000 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	55,000 円		

備考

※選挙運動用自動車として実際に使用した日
を記載すること。

1 この証明書を 1 枚 1 台につき 1 枚作成し、候補者から運送
事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が邑楽町に支払を請求する

3 この証明書を発行した候補者について供
町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 台当たり以下の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円

(2) (1) 以外の場合 16,100 円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1)
とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) のいずれもが締結された場合には、公費負担
の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約
のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2
台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定す
る 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。

7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動
用自動車以外の選挙運動用自動車については、邑楽町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管
(請求書に添付)

別記様式第 10 号 (その 1) (第 5 条関係)

令和〇年〇月〇〇日

※証明日を記載 (使用の最終日以降の日)

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

※一般乗用旅客自動車運
送事業者との運送契約
以外は「2」に〇

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる契約 以外の場合
運送事業者等	氏名又は名称	(株)〇〇レンタカー		
	住所	邑楽郡邑楽町大字△△△		
	法人の場合は代表者 の氏名	代表取締役 〇〇〇	※使用した車種・ナンバーを 記載	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	14,300 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	14,300 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	14,300 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	14,300 円		
〇〇〇〇〇〇〇〇 群馬 000 わ 0000	令和〇年〇月〇〇日	14,300 円		

備考

※選挙運動用自動車として実際に使用した日
を記載すること。

1 この証明書を、選挙運動用自動車ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が邑楽町に支払を請求する

3 この証明書を発行した候補者について供
町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 台当たり以下の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円

(2) (1) 以外の場合 16,100 円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。

7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、邑楽町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管
給油伝票の写しも必ず添付
（請求書に添付）

※証明日を記載（供給の最終日以降の日）

令和〇年〇月〇〇日

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

令和〇年 〇月〇〇日執行
邑楽町議会議員選挙
候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者	氏名又は名称	(株)〇〇石油			
	住所	邑楽郡邑楽町大字△△△			
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇			
燃料供給年月日		燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇〇日		群馬 000 わ 0000	20ℓ	3,120 円	
令和〇年〇月〇〇日		群馬 000 わ 0000	30ℓ	4,680 円	
令和〇年〇月〇〇日		群馬 000 わ 0000	20ℓ	3,120 円	
令和〇年〇月〇〇日		群馬 000 わ 0000	30ℓ	4,680 円	
令和〇年〇月〇〇日		群馬 000 わ 0000	25ℓ	3,900 円	

※選挙運動用自動車に実際に燃料を供給した日を記載すること。

※給油量、金額を日ごとに集計して記載

※燃料の公費負担を受けられる自動車は自動車の使用契約届出書（P.2）に記載された選挙運動用自動車に限られる。事務連絡用の自動車に供給した燃料代などと混同して記載しないこと

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、請求書に添付の給油伝票に基づき、給油業者ごとに別々に作成し、候補者から給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうを記載してください。

※燃料代については、給油伝票の写しの添付が必要です。給油伝票については、次の点に注意してください（次ページ参照）。
・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること
・給油日、給油した車両ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
・給油日、車両ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

参 考

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例 1】

納 品 書			
邑楽 太郎 様 選挙運動用自動車のナンバー が記載されていることが必要		株式会社〇〇石油 〒000-0000 邑楽町大字△△△ TEL 0000-00-0000	
給油年月日		日付	登録番号
		R〇.〇.〇〇	群馬 000 わ 0000
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30 リットル	156 円	4,680 円
	契約単価		供給金額

【例 2】

納 品 書	
給油年月日	令和〇年〇月〇日
売上 〇〇 〇〇 様 登録番号 群馬 000 わ 0000 レギュラーガソリン 30 リットル @ 156 ￥4,680 合計 ￥4,680 株式会社〇〇石油 〒000-0000 邑楽町大字△△△ TEL 0000-00-0000	
契約単価	供給金額

給油伝票に記載された燃料供給
年月日・供給量・供給金額を、
日付ごとに使用証明書に転記。

選挙運動用自動車のナンバー
が記載されていることが必要。

※証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

令和○年○月○○日

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

令和○年 ○月○○日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 邑楽町大字△△△	
	氏名 ○○○○	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和○年○月○○日	11,000 円	
令和○年○月○○日	11,000 円	
令和○年○月○○日	11,000 円	
令和○年○月○○日	11,000 円	
令和○年○月○○日	11,000 円	

※選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事
させた日及び報酬の額を日ごとに記載する
こと。※金額は「同上」や「//」で省
略しないこと。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が邑楽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、邑楽町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、邑楽町に支払を請求することはできません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管
(請求書に添付)※証明日を記載（契約の履行日（納品日）
以降の日）

令和〇年〇月〇〇日

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者	氏 名 又 は 名 称	(株)〇〇印刷
	住 所	邑楽郡邑楽町大字△△△
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数	1,600枚	
作 成 金 額	10,560円	
備 考		

※実際に作成した選挙運動用ビラ
の枚数及び金額（税込）を記載

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が邑楽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、邑楽町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 限度枚数

ア 邑楽町長の選挙	5,000枚
イ 邑楽町議会議員の選挙	1,600枚
 - 限度額 8 円38銭（単価）×(1)の枚数＝限度額

候補者 → 契約の相手方 → 町選管
(請求書に添付)

別記様式第12号(第5条関係)

※証明日を記載(契約の履行日(納品日)
以降の日)

令和〇年〇月〇〇日

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

令和〇年 〇月〇〇日執行

邑楽町議会議員選挙

候補者氏名 邑楽 太郎

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏 名 又 は 名 称	(株)〇〇印刷
	住 所	邑楽郡邑楽町大字△△△
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数		50枚
作 成 金 額		330,000円
当該選挙区における ポスター掲示場数		40箇所

備考

- この証明書は、選挙運動用ポスターの枚数及び金額(税込)を記載し、作成業者ごとに別々に作成し、候補者から提出してください。
- ポスター作成業者が邑楽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、邑楽町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に1.1を乗じて得た数(1円未満の端数がある場合には、その端数は1とする。)
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)×(1)の枚数=限度額

請求書・請求内訳書

(契約業者等 ⇒ 選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用請求書（別記様式第 13 号）
- 2 請求内訳書（自動車運送契約）（別記様式第 13 号（別紙）その 1）
- 3 請求内訳書（自動車の借入れ）（別記様式第 13 号（別紙）その 2）
- 4 請求内訳書（燃料代）（別記様式第 13 号（別紙）その 2）
- 5 請求内訳書（運転手）（別記様式第 13 号（別紙）その 2）
- 6 選挙運動用ビラの作成請求書（別記様式第 14 号）
- 7 請求内訳書（ビラの作成）（別記様式第 14 号（別紙））
- 8 選挙運動用ポスターの作成請求書（別記様式第 15 号）
- 9 請求内訳書（ポスターの作成）（別記様式第 15 号（別紙））

請求書を提出する際は、候補者から交付される証明書、確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）を添付してください。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

※(ア)と(イ)のいずれか
少ない方の金額を記入。

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	55,000円×1台＝ 55,000円	64,500円×1台＝ 64,500円	55,000円	
令和○年 ○月○日	55,000円×1台＝ 55,000円	64,500円×1台＝ 64,500円	55,000円	
令和○年 ○月○日	55,000円×1台＝ 55,000円	64,500円×1台＝ 64,500円	55,000円	
令和○年 ○月○日	55,000円×1台＝ 55,000円	64,500円×1台＝ 64,500円	55,000円	
令和○年 ○月○日	55,000円×1台＝ 55,000円	64,500円×1台＝ 64,500円	55,000円	
計			275,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致。

契約の相手方 → 町選管（邑楽町）
※自動車賃貸借契約の例

別記様式第 13 号（第 6 条関係）

邑楽町長 様

※本請求書は、下記契約共通。
括弧書きで、下記契約から該当する契約名を記載
・一般運送契約
・自動車賃貸借契約
・自動車燃料供給契約
・自動車運転手契約

※選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

※代表者印を押印

住所（所在地） 邑楽郡邑楽町大字△△△
氏名（名称） (株)〇〇レンタカー
代表取締役 〇〇〇〇 ⑩
（※印にあつては、その代表者の氏名も記入する）

選挙運動用自動車の使用請求書（自動車賃貸借契約）

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 金 71,500 円

※請求内訳書（別紙）の金額と一致。

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) 〇〇レンタカー		
口座名義	(株) 〇〇レンタカー		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに燃料代請求書も提出する）と、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車使用証明書（燃料代請求書）（昭和 66 年運輸省令第 74 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字（燃料の供給を受けた選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、邑楽町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※自動車賃貸借契約の場合の添付書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- ・請求内訳書（（別紙）その 2 自動車の借入れ）

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

※(ア)と(イ)のいずれ
か少ない方の金額を記

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年 ○月○○日	14,300円×1台＝ 14,300円	16,100円×1台＝ 16,100円	14,300円	
令和○年 ○月○○日	14,300円×1台＝ 14,300円	16,100円×1台＝ 16,100円	14,300円	
令和○年 ○月○○日	14,300円×1台＝ 14,300円	16,100円×1台＝ 16,100円	14,300円	
令和○年 ○月○○日	14,300円×1台＝ 14,300円	16,100円×1台＝ 16,100円	14,300円	
令和○年 ○月○○日	14,300円×1台＝ 14,300円	16,100円×1台＝ 16,100円	14,300円	
計			71,500円	

※請求書の請求金額と一致。

備考

- 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約の相手方 → 町選管（邑楽町）
※燃料代の例

別記様式第 13 号（第 6 条関係）

※選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

邑楽町長 様

※本請求書は、下記契約共通。
括弧書きで、下記契約から該当する契約名を記載
・一般運送契約
・自動車賃貸借契約
・自動車燃料供給契約
・自動車運転手契約

住所（所在地）
氏名（名称）

邑楽郡邑楽町大
(株)〇〇石油
代表取締役

※代表者印を押印

〇〇〇〇 (印)

（印）にあつては、その代表者の氏名も記入する）

選挙運動用自動車の使用請求書（自動車燃料供給契約）

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

※請求内訳書（別紙）の金額と一致。

1 請求金額 金 19,500 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 邑楽太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) 〇〇セキユ		
口座名義	(株) 〇〇石油		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車 1 項第 4 号に規定 26 年運輸省令第 74 号）第 13 条第 7 号）第 13 条第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字で、自動車のナンバーの記載があるもの）に受領したものを出してください。 7 号）第 13 条第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字で、自動車のナンバーの記載があるもの）に受領したものを出してください。
- 候補者が供託物
- 燃料代の請求は、交付届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※燃料供給契約の場合の添付書類

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書
- ・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
- ・給油伝票の写し

（給油年月日、給油量、供給金額、供給を受けた自動車のナンバーの記載があるもの）

- ・請求内訳書（（別紙）その 2 燃料代）

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	群馬000わ0000	156円×20ℓ =3,120円			
令和○年 ○月○日	群馬000わ0000	156円×30ℓ =4,680円			
令和○年 ○月○日	群馬000わ0000	156円×20ℓ =3,120円			
令和○年 ○月○日	群馬000わ0000	156円×30ℓ =4,680円			
令和○年 ○月○日	群馬000わ0000	156円×25ℓ =3,900円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		19,500円	19,500円	19,500円	

※確認書に記載された金額を記入。

備考

- 「基準限度額」の計欄には、(イ)の計欄又は(ア)の計欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

※(ア)と(イ)のいずれか少ない方の金額を記入。
※請求書の請求金額と一致。

契約の相手方 → 町選管（邑楽町）
※運転手雇用の例

別記様式第 13 号（第 6 条関係）

※選挙期日後の日付であること。

令和〇年〇月〇〇日

邑楽町長 様

※雇用者の印を押印

※本請求書は、下記契約共通。
括弧書きで、下記契約から該当
する契約名を記載
・一般運送契約
・自動車賃貸借契約
・自動車燃料供給契約
・自動車運転手契約

住所（所在地） 邑楽郡邑楽町大字△△△
氏名（名称） ○○○○ ㊞

選挙運動用自動車の使用請求書（自動車運転手契約）

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

※請求内訳書（別紙）の金額と一致。

1 請求金額 金55,000円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	〇〇〇〇		
口座名義	〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けたのアルファベット）を記載した）に提出してください。
※自動車運転手契約の場合の添付書類
・自動車使用証明書（運転手）
・請求内訳書（（別紙）その2 運転手）
- 候補者が供託物を没収された場合には、邑楽町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

※(ア)と(イ)のいずれ
か少ない方の金額を記

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年 ○月○○日	11,000 円	12,500 円	11,000 円	
令和○年 ○月○○日	11,000 円	12,500 円	11,000 円	
令和○年 ○月○○日	11,000 円	12,500 円	11,000 円	
令和○年 ○月○○日	11,000 円	12,500 円	11,000 円	
令和○年 ○月○○日	11,000 円	12,500 円	11,000 円	
計			55,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致。

別記様式第 14 号（第 6 条関係）

選挙運動用ビラの作成請求書

※選挙期日後の日付であること。

令和〇年 〇月〇〇日

邑楽町長 様

※代表者印を押印

住所（所在地） 邑楽町大字中野△△△

氏名（名称） (株)〇〇印刷

代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 金 10,560 円

※請求内訳書（別紙）の金額と一致。

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 邑楽太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) 〇〇いんさつ		
口座名義	(株) 〇〇印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、邑楽町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

※ビラ作成契約の場合の添付書類

- ・選挙運動用ビラ作成枚数確認書
- ・選挙運動用ビラ作成証明書
- ・請求内訳書（別紙）
- ・作成したビラの見本

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
6.60	1,600	10,560	8.38	1,600	13,408	6.60	1,600	10,560	

備考

- 1 ※契約書の数字と一致 作成枚数欄に記載してください。
- 2 ※確認書の枚数と一致 作成枚数を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※AとCの少ない方の
単価を記入※BとDの少ない方の
枚数を記入※請求書の請求金額
と一致

別記様式第15号（第6条関係）

選挙運動用ポスターの作成請求書

邑楽町長 様

※選挙期日後の日付であること。

令和〇年 〇月〇〇日

※代表者印を押印

住所（所在地） 邑楽町大字中野△△△

氏名（名称） (株)〇〇印刷

代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 金290,400円

※請求内訳書（別紙）の金額と一致。

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年 〇月〇〇日執行 邑楽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 邑楽 太郎

※戸籍名。通称名不可
候補者名は候補者届出と
一致させる。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ) 〇〇いんさつ		
口座名義	(株)〇〇印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、邑楽町に支払を請求することはできません。

※ビラ作成契約の場合の添付書類

- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書
- ・選挙運動用ポスター作成証明書
- ・請求内訳書（別紙）

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
40	6,600	50	330,000	8,494	44	373,736	6,600	44	290,400	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙区におけるポスター掲示場の数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書の枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

※契約書の数字と一致

※確認書の枚数と一致

※AとCの少ない方の
単価を記入

※請求書の請求金額
と一致

※BとDの少ない方の
枚数を記入